

(様式6) (裏)

記載要領

従業員の数の算定については、地方税法第72条の4第4項から第6項まで、第11項及び第12項並びに第72条の5第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例によることとし、次に掲げる事項について留意すること。

1. 従業員とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与其他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいう。よって、給与支給の有無に関わらず、また、常勤、非常勤の別を問わず、給与の支払を受けるべき労務等を提供している者が対象となる。具体的には、役員（無給の非常勤役員を含む）のほかアルバイト、パートタイマー、派遣社員を含む。
2. 「新・増設又は取得等に係る事務所又は事業所の従業員の欄については、当該事業年度又は年に属する各月末ごとに次により記載すること。
 - (1) 新・増設又は取得等に係る設備の「直接従事する者」の欄は、当該新・増設又は取得等に係る一の設備に直接従事する者の数を記載し、「その他の者」の欄は、設備に直接従事しない者の
 - (2) 「上記の設備に取り替える前の設備に従事していた者」の欄は、この申請に係る一の設備を新・増設又は取得等したため取り替えられた設備がある場合に記載する欄で、この申請に係る一の設備の操業開始の日の属する月の直前の月までの各月末の従業員の数を記載すること。
 - (3) 一の事務所又は事業所に複数の課税免除対象次分がある場合の「上記以外の従業員」に該当する従業員の数は、課税免除対象分の中で最も若い次分の「新・増設又は取得等に係る事務所又は設備」の「上記以外の従業員」の欄にまとめて記載すること。
3. 「事業年度末」の欄は、次の中途で事業年度が終了する法人のみが記載すること。
4. 「算出の基礎となる人員①」の欄は、次により記載すること。
 - (1) 各区分ごとに各月末の従業員の数のうち、最大である月の従業員の数が最小である月の従業員の数に2を乗じた数を超える場合各月末の従業員の数の合計数を記載すること。
 - (2) (1)以外の場合
 - ① 事業年度又は年の途中で廃止した場合……………事業廃止の日の属する月の直前の月の末日の従業員の数を記載すること。
 - ② ①以外の場合店……………当該事業年度又は年の末日の従業員の数を記載すること。
5. 「操業月数②」の欄は、当該事業年度又は年中の操業月数を記載すること。（月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月とする。）
6. 「事業年度月数③」の欄は、当該事業年度又は年の月数を記載すること。（月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月とする。）
7. 「算出人員④」の欄は、次により計算すること。（算出数値に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）
 - (1) 「算出の基礎となる人員①」の欄に各月末の従業員の数の合計数を記載した場合……………①÷③
 - (2) (1)以外の場合……………①×②÷③
8. 「資本金等1億円以上の法人の算出人員」の欄は、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人（非割法人も含む。）が記載する欄で、「算出人員④」の欄の数値を基礎として当該法人の工場（事業年度中に廃止されたものを除く）の従業員については、当該数値に当該数値（奇数の場合は1を加える。）の1/2した数値を加えたものを記載すること。